

秋田県ジオパーク専門研究統括会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 秋田県ジオパーク連絡協議会規約第3条に基づき、秋田県の自治体を含むジオパークネットワークに関する学術専門分野の推進に資するため、秋田県ジオパーク専門研究統括会（以下、研究統括会という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 研究統括会は次の各号に掲げる事項について、指導及び助言を行う。

- (1) 秋田県ジオパーク連絡協議会を構成する地域の専門学術分野に関する事項。
- (2) 秋田県ジオパーク連絡協議会が行う、研究助成事業に関する事項。
- (3) 秋田県内のジオパーク活動に関する学術的な事項。

(構成員)

第3条 研究統括会の委員は、専門知識を有する者の内、秋田県ジオパーク連絡協議会会長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再選は妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 研究統括会に委員長をおき、委員のうちから互選する。

2 委員長は、研究統括会を総理し、会を代表する。

3 委員長に事故あるときは、委員長の指名する委員が委員長の職務を代行する。

(会議)

第6条 会議は、秋田県ジオパーク連絡協議会会長が必要に応じて招集する。

(招聘及び聴取)

第7条 委員長は、研究統括会の運営上必要であると認めるときは、次の各号掲げる者を会議に出席をもとめ、意見等を聞くことができる。

- (1) 研究統括会を構成する委員の専門分野以外を専門とする者。
- (2) その他委員長が必要と認める者。

(事務局及び庶務)

第8条 研究統括会の事務局は、秋田県ジオパーク連絡協議会事務局に置き、庶務は事務局において処理する。

(運営の細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか、研究統括会の運営に関し必要な事項は、秋田県ジオパーク連絡協議会会長が別にこれを定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月29日から施行する。